

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る 中期目標期間終了時の検討の結果及び措置について

栃木県知事は、地方独立行政法人法第30条第1項の規定による地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの中期目標期間の終了時の検討及び措置について、評価委員会の意見も踏まえ以下のとおりとする。

1 中期目標期間の終了時までに行う検討の結果について

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターは、平成30(2018)年4月の設立以来、心身に障害のある幅広い年齢層の県民に対しライフステージに応じた専門的なリハビリテーションを総合的に提供するなど、心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進してきた。

今後とも、医療と福祉の複合施設としての機能を活用し、「重症患者への回復期リハビリテーション医療」、「肢体不自由者(児)や医療的ケア児等に対するリハビリテーション医療及び障害福祉サービス」、「幼児期・学齢期の発達障害、適応障害等に対する児童思春期診療」などのニーズに的確に対応し、障害者・障害児に対する医療・福祉サービスをさらに充実させていくことが必要である。

そのためにも地方独立行政法人の自律性を十分に活かした病院・施設運営を行うことにより、リハビリテーション医療や福祉を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、引き続き経営の健全化を図りながら、役割を着実に果たしていくことが求められる。

2 中期目標期間の終了時までに行う措置

業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止の措置は行わない。

その他所要の措置については、第2期中期目標を地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに指示することをもって、講ずることとする。